

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 7

処 分 名	松山市北条市民会館の時間外使用の許可	
処 分 の 概 要	使用時間外の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市北条市民会館条例(平成16年条例第44号)	
条 項	第4条	
所 管 課	文化・ことば課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		即日から3日間
標 準 処 理 期 間		計 即日から3日間
判 断 基 準	市長がやむを得ない事情があると認め、かつ支障がない場合。 【根拠法令等】 松山市北条市民会館条例 第4条 松山市民会館条例(昭和40年条例第9号)第3条から第6条まで、第8条及び第11条から第18条までの規定は、会館について準用する。 ●審査基準 松山市民会館条例 第8条 使用時間外の使用は、市長がやむを得ない事情があると認め、かつ支障のない場合に限って許可する。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。